施設基準の届出について(再々通知)

近畿厚生局 HP、厚生労働省 HP 閲覧のうえ各医療機関責任下で行っていただく事項です。 「届出書」(基本診療料:別添 7、特掲診療料:別添 2)及び「添付書」(届出を行う事項で定め られたもの。近畿厚生局 HP 掲載)を施設基準ごとに作成し提出ください。

「届出書」及び「添付書」の写しは各医療機関で保管願います(副本の提出は不要)。

*本会事務局に対する個別のご相談やお問い合わせにはご対応できません。

① 施設基準の新設により届出が必要なもの

〈基本診療料〉

医療 DX 推進体制整備加算

時間外対応加算2

*医療情報取得加算については届出の必要はありません。

〈特掲診療料〉

K271 毛様体光凝固術(眼内内視鏡を用いるものに限る)

O001 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

O001 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)

*外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを算定する場合、届出期限は6月21日まで に延期となっている。厚労省資料や動画を閲覧しエクセル表に各医療機関にて入力し、 近畿厚生局までメール送信する。外来・在宅ベースアップ評価料(II)算定の場合は 従来通り6月3日までが期限。

② 施設基準が改定され、改めて届出が必要なもの(眼科診療所関連)

〈基本診療料〉

外来感染対策向上加算(令和7年1月以降算定の場合、それまでに届出)

③ 施設基準が改定されたが届出が不要なもの(眼科診療所関連)

時間外対応加算134

外来後発品使用体制加算

K280-2 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)

情報通信機器を用いた診療